

「6 公益的施設」の新旧対照表

新	旧
<p>6 公益的施設</p> <p>申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主として市街化調整区域内居住者を対象とするものであって社会的、地域的公益性が強いと認められるものであること。なお、市街化区域内居住者を含めて対象とするものであっても、市街化区域に土地を求めることが困難な場合等真にやむを得ないと認められるものはこの限りでない。 2 施設の設置、管理及び運営を町内会自治会等が行い、適正な管理が行われるものであること。 3 レジャー的な施設その他これらに類する建築物と併用されるものでないこと。 <p>留意事項</p> <p>一 「公益的施設」とは、主として集会所、防災倉庫等が該当するが、これらの施設であっても許可に当たっては、施設の必要性、設置計画等について市担当部局の意見を求め、合理的事情の存する場合に限って認めるという主旨である。</p> <p>二 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。 (令和2年4月1日一部改正)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この基準6は、令和2年4月1日から施行する。 	<p>6 公益的施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主として市街化調整区域内居住者を対象とするものであって社会的、地域的公益性が強いと認められるものであること。なお、市街化区域内居住者を含めて対象とするものであっても、市街化区域に土地を求めることが困難な場合等真にやむを得ないと認められるものはこの限りでない。 2 施設の設置、管理及び運営を町内会自治会等が行い、適正な管理が行われるものであること。 3 レジャー的な施設その他これらに類する建築物と併用されるものでないこと。 <p>留意事項</p> <p>公益的施設として、主として集会所、防災倉庫等が該当するが、これらの施設であっても許可に当たっては、施設の必要性、設置計画等について市担当部局の意見を求め、合理的事情の存する場合に限って認めるという主旨である。</p>